

○ 都道府県福祉人材センター(根拠:社会福祉法第93条)

1 実施主体 都道府県

2 事業内容

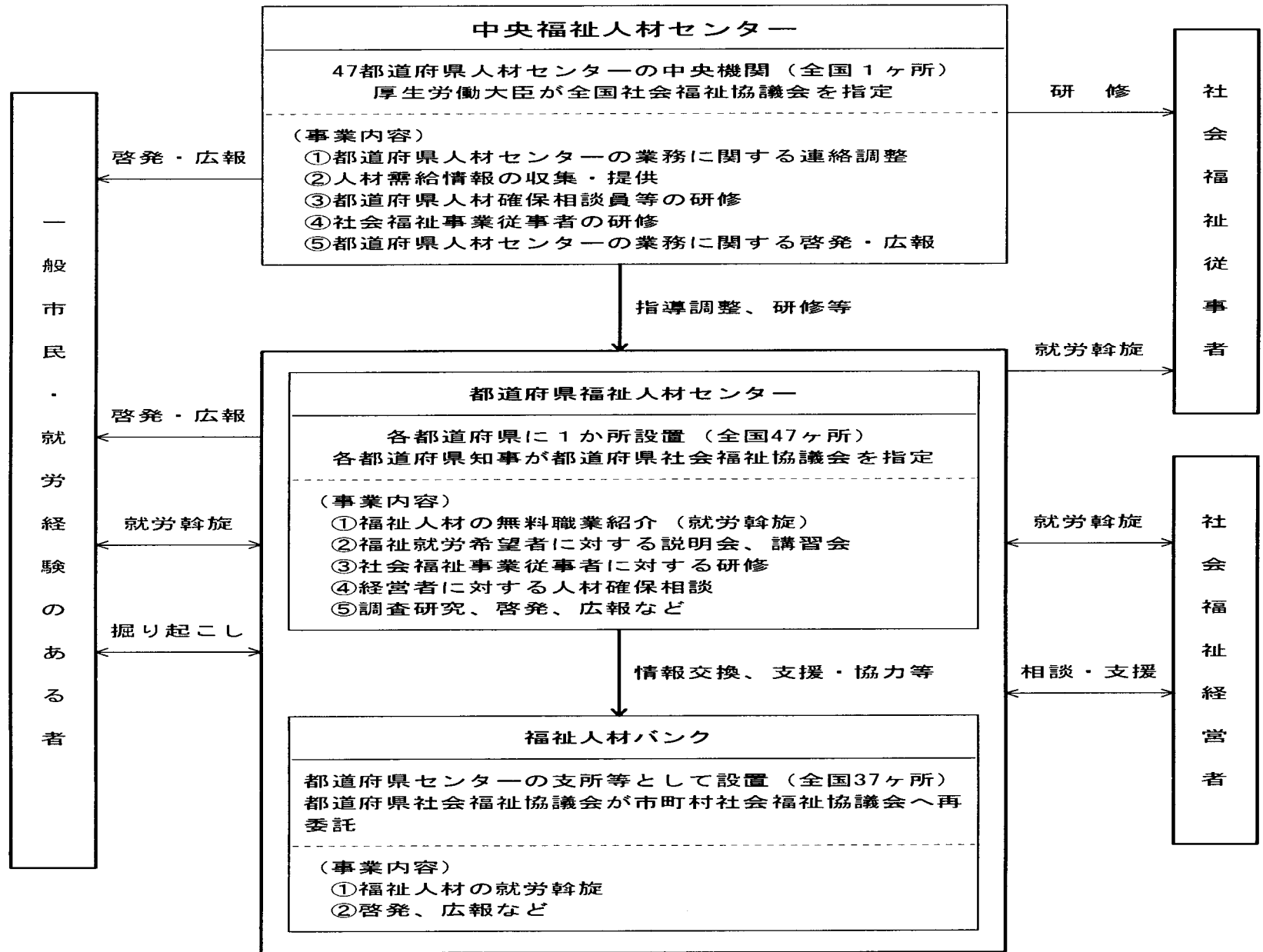
- (1)福祉人材の無料職業紹介(就労斡旋)
- (2)福祉就労希望者に対する説明会、講習会
- (3)社会福祉事業従事者に対する研修
- (4)経営者に対する人材確保相談
- (5)福祉人材バンク事業
- (6)調査研究、啓発・広報など

3 事業費等

平成17年度よりセーフティネット支援対策等事業費補助金に統合補助金化

(参考)福祉人材センターを通じた求人・求職状況(平成16年度実績)

新規求人数	85,386人
新規求職者数	320,035人
求人・求職相談件数	675,389件



求人の構成比の推移

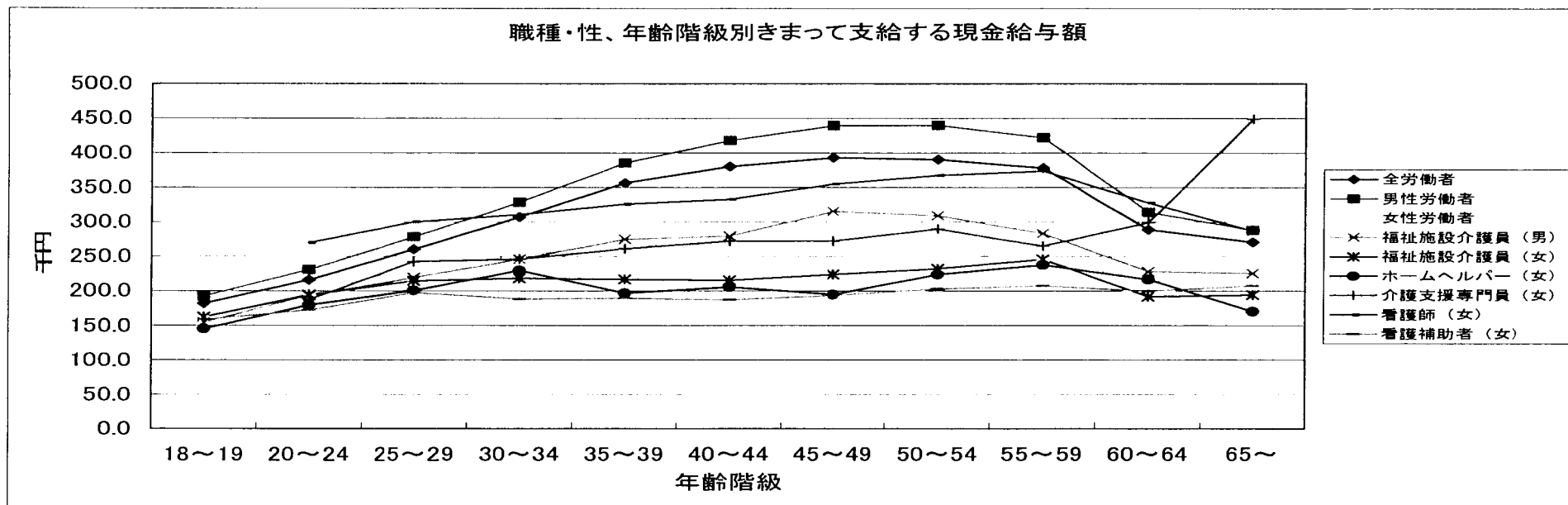
(中央人材センター調べ)

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
分野別						
生活保護	0.6%	0.6%	0.5%	0.6%	0.4%	0.4%
老人福祉・介護保険	51.6%	48.1%	63.7%	65.0%	67.9%	69.0%
介護保険（再掲）			59.0%	60.9%	64.4%	65.7%
身体障害者福祉	3.1%	3.6%	2.9%	3.1%	3.1%	3.0%
児童・母子福祉	12.7%	12.3%	11.5%	10.5%	8.9%	9.7%
知的障害	7.7%	7.8%	7.3%	7.0%	7.3%	7.2%
精神障害			0.9%	0.9%	0.7%	0.7%
その他	24.3%	27.6%	13.2%	12.9%	11.7%	10.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計人数	27,681	36,138	62,583	68,079	80,011	85,386

	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
職種別						
介護職員（ヘルパー除く）		41.6%	35.2%	35.4%	37.8%	40.0%
相談員・指導員		15.2%	12.8%	12.6%	12.0%	12.2%
介護支援専門員			4.8%	6.4%	7.4%	5.5%
ホームヘルパー		14.7%	20.5%	20.5%	20.4%	20.1%
保育士		10.2%	8.4%	7.3%	6.2%	6.2%
看護職			9.4%	9.1%	8.2%	8.4%
事務職			2.3%	2.0%	1.8%	1.6%
栄養士			0.9%	0.8%	0.8%	0.8%
調理員			1.7%	1.5%	1.4%	1.5%
その他		18.3%	4.0%	4.4%	4.0%	3.7%
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
合計人数	—	36,138	62,583	68,079	80,011	85,386

※ 「合計人数」は、新規求人の各月の合計である。

職種・性、年齢階級別きまって支給する現金給与額 (「平成16年賃金構造基本統計調査」より)



単位：千円

	18～19	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	60～64	65～	年齢合計
全労働者	181.1	215.4	259.7	306.6	356.0	379.9	392.7	390.0	377.8	288.4	270.3	330.2
男性労働者	191.6	229.8	277.5	328.0	384.8	417.5	439.1	439.5	421.7	314.0	287.6	367.7
女性労働者	166.4	200.1	230.5	251.7	266.1	265.8	262.3	254.1	248.8	214.0	220.9	241.7
福祉施設介護員(男)	153.9	192.5	218.6	245.0	274.3	278.8	314.9	308.6	282.8	227.5	225.0	238.1
福祉施設介護員(女)	162.0	193.8	213.8	217.7	216.3	215.0	223.5	232.0	245.5	191.6	194.3	214.1
ホームヘルパー(女)	144.6	179.0	200.1	229.0	196.3	205.5	194.5	223.4	237.4	216.4	170.3	207.5
介護支援専門員(女)		187.0	241.7	245.3	260.5	272.0	271.9	289.4	264.7	298.8	448.7	268.8
看護師(女)		269.2	299.3	310.2	325.3	332.4	354.3	367.1	373.5	327.2	286.4	315.1
看護補助者(女)	157.9	171.7	196.7	187.5	188.8	186.8	192.9	202.4	206.7	199.6	206.8	192.7

一人あたり給与月額

	訪問介護	特別養護老人ホーム
常勤職員		
介護福祉士	259,662	324,401
その他の介護職員	218,732	271,608
非常勤職員		
介護福祉士	182,881	214,206
その他の介護職員	215,223	218,218

出典：平成17年介護事業経営実態調査結果（平成17年11月）

（注）給与（月額）には、扶養手当、時間外勤務手当、夜勤手当、通勤手当などの手当及び賞与を含む額である。

訪問介護と特別養護老人ホームの給与については、勤続年数、年齢等従事者の状況や勤務形態が異なることが考えられるため、単純に比較することはできない。

福祉職俸給関係

○福祉職俸給表新設の背景

- ・ 高齢社会の到来、核家族化の進行等により、社会、家庭環境が大きく変化し、福祉分野における対人サービス業務に対するニーズが増大し、専門的な知識、技術をもった福祉関係職員の量的拡大と質的充実が社会的に要請。
- ・ 福祉関係職員の業務内容も高度化、多様化する中で、専門職種として適正に評価し、その業務にふさわしい処遇を図ることが重要。その一環として、新たな俸給表の新設が平成11年8月の人事院勧告に盛り込まれ、12年1月より実施。

○福祉職俸給表設定の考え方（給与水準）

- ・ 行政職俸給表（一）の水準をベースとして、当初から専門的な職務に従事する福祉関係職員にふさわしく初任給を一定程度高めに設定し、以降緩やかな給与カーブを持った高原型となっている。

○福祉職俸給表の適用範囲

（1）適用範囲

次の基準に該当する者

- ①社会福祉に関する専門的知識、技術をもって
- ②自己の判断に基づき、独立して
- ③老人、児童、心身の障害のある者等に対して必要な援護、育成、更生のための指導、保育、介護等の対人サービスを行うのもであること。

人事院規則九一二（俸給表の適用範囲）

（昭和三十二年六月一日人事院規則九一二）

（福祉職俸給表の適用範囲）

第十四条の二 福祉職俸給表は、次に掲げる職員に適用する。ただし、教育職俸給表（二）又は医療職俸給表の適用を受ける者を除く。

- 一 国立光明寮に勤務し、入所者の指導又は心理若しくは職能の判定の業務に従事する職員で指令で指定するもの
- 二 国立保養所に勤務し、入所者の指導、心理若しくは職能の判定又は介護の業務に従事する職員で指令で指定するもの
- 三 国立身体障害者リハビリテーションセンター更生訓練所に勤務し、入所者の指導、心理若しくは職能の判定又は訓練の業務に従事する職員で指令で指定するもの
- 四 国立身体障害者リハビリテーションセンター病院に勤務し、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で指令で指定するもの
- 五 国立児童自立支援施設に勤務する児童自立支援専門員及び児童生活支援員
- 六 国立知的障害児施設に勤務する児童指導員及び保育士
- 七 国立精神・神経センター武蔵病院又は国立成育医療センター病院の指令で指定する病棟に勤務する児童指導員及び保育士
- 八 国立高度専門医療センター又は国立ハンセン病療養所に勤務し、入院患者の療養、退院又は社会復帰に伴う問題に関する助言又は指導の業務に従事する職員で指令で指定するもの

○福祉職俸給表の適用について(抄)

(平成13年1月9日人事院指令9-26)

- 1 人事院規則9-2(俸給表の適用範囲)(以下「規則」という。)14条の2第一号の規定に基づき、心理判定員、職能判定員及び生活支援員を指定する。
- 2 規則14条の2第二号の規定に基づき心理判定員、職能判定員、生活支援員及び介護員を指定する。
- 3 規則14条の2第三号の規定に基づき心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員を指定する。
- 4 規則14条の2第四号の規定に基づき医療社会事業専門員を指定する。
- 5 規則14条の2第七号の規定に基づき重症心身障害児、進行性筋萎縮症児又は小児慢性疾患児を入院させるための病棟を指定する。
- 6 規則14条の2第八号の規定に基づき医療社会事業専門員を指定する。
- 7 (略)
- 8 (略)

(参考:福祉職俸給表適用者)

- ・職員数 265名(全俸給表289,949人)
- ・平均年齢 40.3歳(同41.0歳)
- ・平均経験年数 16.5年(同19.9年)
- ・平均給与月額 377,228円(同400,967円)

※資料出所:人事院給与局「平成17年国家公務員給与等実態調査報告書」

福祉職俸給表の内容

一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)
別表第九 福祉職俸給表(第六条関係)

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
		円	円	円	円	円	円
再任用職員以外の職員	1	147,200	190,000	236,900	257,700	296,800	330,300
	2	151,900	197,200	245,700	266,600	306,800	342,300
	3	157,400	204,400	254,700	275,600	316,900	354,200
	4	163,100	211,700	263,200	284,800	327,200	366,000
	5	169,200	219,400	271,600	294,300	337,600	377,600
	6	175,900	227,400	280,000	304,100	348,000	389,000
	7	182,700	235,800	288,400	313,800	357,800	400,500
	8	189,900	244,500	296,900	323,700	367,300	412,100
	9	195,900	253,500	305,200	333,600	376,700	423,500
	10	201,300	261,800	313,300	343,300	386,000	434,300
	11	206,700	270,100	321,300	352,700	395,300	444,000
	12	211,700	278,300	328,600	361,900	404,600	453,400
	13	217,100	286,300	335,900	370,900	413,200	461,100
	14	222,500	294,100	343,100	379,600	421,100	467,500
	15	227,900	301,700	348,600	388,000	426,900	474,000
	16	233,100	308,900	353,300	395,000	432,500	478,500
	17	238,400	315,800	357,300	400,500	436,300	482,800
	18	243,000	322,500	360,600	405,200	440,000	486,900
	19	247,300	328,400	363,400	409,400	443,900	
	20	251,600	334,000	366,300	412,900	447,500	
	21	255,600	337,600	368,800	416,600	451,100	
	22	259,500	340,900	371,300	420,100		
	23	262,900	344,000	373,800	423,600		
	24	266,200	346,300	376,400	427,100		
	25	269,000	348,500	379,000			
	26	271,600	350,800	381,600			
	27	273,700	353,000				
	28	275,700	355,200				
	29	277,700	357,600				
	30	279,600	359,800				
	31	281,500	362,100				
	32	283,400	364,300				
	33	285,200					
	34	287,100					
	35	288,900					
	36	290,800					
	37	292,600					
	38	294,400					
	39	296,100					
再任用職員		201,400	251,700	269,000	308,300	331,300	365,800

備考 この表は、身体障害者更生援護施設、児童福祉施設等で人事院の指定するものに勤務し、入所者の指導、保育、介護等の業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

※ 平成18年版給与小六法

2. 事業所全体の収支 (※平成17年3月時点)

「平成17年 介護事業経営実態調査」厚生労働省老健局

(1) 介護保険施設

						介護療養型医療施設 【病院全体収支】					
		介護老人 福祉施設		(再掲) 小規模生活単位型		介護老人 保健施設		介護療養型医療施設 (病院)		介護療養型医療施設 (病院)	
								療養病床 60%以上		療養病床 60%以上	
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	21,910	99.3%	22,570	94.1%	31,988	95.9%	32,334	96.6%	40,511	53.4%
	(2) 保険外の利用料収益	146	0.7%	1,403	5.9%	1,408	4.2%	1,194	3.6%	34,270	45.1%
	(3) 補助金収入	404	1.8%	190	0.8%	-	-	-	-	1,283	1.7%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	1,062	4.8%	1,119	4.7%	-	-	-	-	診療報酬査定減	-206
	(5) 介護報酬査定減	0	0.0%	0	0.0%	-31	-0.1%	-60	-0.2%	介護報酬査定減	-65
II 介護事業費用	(1) 給与費	12,504	56.7%	12,764	53.2%	16,530	49.5%	19,224	57.4%	その他	128
	(2) 減価償却費	1,810	8.2%	2,201	9.2%	2,320	7.0%	1,452	4.3%	給与費	40,155
	(3) その他	6,110	27.7%	6,326	26.4%	9,524	28.5%	11,129	33.3%	医薬品費	4,151
III 介護事業外収益	借入金利息補助金収入	215	1.0%	9	0.0%	-	-	-	-	減価償却費	3,241
IV 介護事業外費用	借入金利息	204	0.9%	184	0.8%	882	2.6%	521	1.6%	その他	19,180
V 特別損失	会計区分外繰入金支出；本部費繰入（役員報酬等）	20	0.1%	2	0.0%	-	-	-	-	医業・介護外費用	1,268
	支払利息									支払利息	1,268
	(補助金を含まない収益ベース)									病院全体報酬算定収益 (=収益合計)	75,919
収益A (①=I-I(4)-I(3))		22,056	100.0%	23,973	100.0%	33,365	100.0%	33,467	100.0%	病院全体報酬算定費用 (=費用+支払利)	67,995
費用A (②=II-I(4)+IV+V)		19,586	88.8%	20,359	84.9%	29,256	87.7%	32,326	96.6%	損益	7,924
損益A (③=①-②)		2,469	11.2%	3,614	15.1%	4,109	12.3%	1,141	3.4%	病院全体の病床数	119.4
	(補助金を含む収益ベース)									事業所数	294
収益B (④=I-I(4)+III)		22,675	100.0%	24,172	100.0%						
損益B (⑤=④-②)		3,089	13.6%	3,813	15.8%						
1施設あたり定員数(病床数)		66.9		65.3		89.9		67.5			
施設数		991		15		586		294			

※1施設1月あたりの損益である。

※介護老人福祉施設には、空床利用の短期入所生活介護の損益を含む。

※介護老人保健施設及び介護療養型医療施設(病院)には、短期入所療養介護の損益を含む。

※介護療養型医療施設(病院)の1施設当たり病床数は、療養病床、老人性痴呆疾患療養病棟の病床の合計である。

※介護療養型医療施設(病院)は、介護保険適用病床のみの収支である。

※介護療養型医療施設(病院)の療養病床60%以上は、療養病床の合計が全病床に占める割合が60%以上の病院。

※介護療養型医療施設(病院)は、療養病床60%以上の介護療養型医療施設を対象として調査を実施した。

※損益Bの比率は、収益Bに対する割合。その他の比率は、収益Aに対する割合。

介護老人福祉施設では、建物等取得時の補助金の全額をいったん積み立てし、各期の減価償却費に対応して、毎年「国庫補助金等特別積立金取崩額」として収入に計上している。したがって、介護老人福祉施設の経理に計上されている減価償却費は建物等取得時の補助金相当分が含まれた額であり、国庫補助金等特別積立金取崩額を控除した額が法人負担分の建物等取得価額の減価償却費額に相当する。

介護老人福祉施設以外の減価償却費には建物等取得時の補助金相当分を含まない。(補助金相当分を含んだ会計を行っている場合には、調査側で補正を行った。)

2. 事業所全体の収支（つづき）

(2) 居宅サービス事業所

(単位：千円)

		訪問介護	訪問入浴介護	訪問看護 ステーション	通所介護	通所リハビリ テーション
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	2,953 99.9%	1,589 100.0%	2,274 100.2%	4,491 96.9%	5,969 96.2%
	(2) 保険外の利用料収益	3 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	144 3.1%	244 3.9%
	(3) 補助金収入	18 0.6%	7 0.5%	- -	49 1.1%	- -
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	8 0.3%	2 0.1%	- -	18 0.4%	- -
	(5) 介護報酬査定減	-1 0.0%	-1 0.0%	-6 -0.3%	-1 0.0%	-6 -0.1%
	(6) その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
II 介護事業費用	(1) 給与費	2,482 84.0%	1,383 87.0%	1,765 77.8%	2,788 60.2%	3,336 53.7%
	(2) 減価償却費	39 1.3%	38 2.4%	36 1.6%	280 6.0%	348 5.6%
	(3) その他	420 14.2%	283 17.8%	320 14.1%	1,220 26.3%	1,423 22.9%
III 介護事業外収益	借入金利息補助金収入	2 0.1%	0 0.0%	- -	8 0.2%	- -
IV 介護事業外費用	借入金利息	13 0.5%	6 0.4%	17 0.7%	37 0.8%	165 2.7%
V 特別損失	会計区分外繰入金支出；本部費繰入（役員報酬等）	33 1.1%	41 2.6%	- -	34 0.7%	- -
〈補助金を含まない収益ベース〉						
収益A (①=I-I(4)-I(3))		2,954 100.0%	1,590 100.0%	2,269 100.0%	4,633 100.0%	6,208 100.0%
費用A (②=II-I(4)+IV+V)		2,979 100.8%	1,749 110.1%	2,139 94.2%	4,341 93.7%	5,271 84.9%
損益A (③=①-②)		-25 -0.8%	-160 -10.1%	131 5.8%	292 6.3%	937 15.1%
〈補助金を含む収益ベース〉						
収益B (④=I-I(4)+III)		2,975 100.0%	1,597 100.0%	- -	4,690 100.0%	- -
損益B (⑤=④-②)		-4 -0.1%	-152 -9.5%	- -	349 7.4%	- -
I 施設あたり平均実利用者・定員数		62.8	29.2	52.7	31.0	36.0
施設・事業所数		1,950	340	831	1,910	505

※I事業所1月あたりの損益である。

※訪問看護ステーションの数字は、介護保険適用部分の損益である。

※通所リハビリテーションの数字は、老人保健施設併設の損益である。

(単位：千円)

		短期入所生活介護	認知症対応型 共同生活介護	有料老人ホーム (施設全体)	居宅介護支援
I 介護事業収益	(1) 介護料収益	3,331 94.5%	3,601 76.1%	9,408 31.6%	774 100.0%
	(2) 保険外の利用料収益・入居金収入・管理収入等	194 5.5%	1,132 23.9%	20,357 68.4%	- -
	(3) 補助金収入	35 1.0%	11 0.2%	- -	12 1.5%
	(4) 国庫補助金等特別積立金取崩額	176 5.0%	4 0.1%	- -	6 0.8%
	(5) 介護報酬査定減	-2 -0.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
	(6) その他	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%
II 介護事業費用	(1) 給与費	2,094 59.4%	2,675 56.5%	11,356 38.2%	756 97.6%
	(2) 減価償却費	306 8.7%	282 6.0%	1,356 4.6%	24 3.1%
	(3) その他	1,010 28.7%	1,226 25.9%	14,971 50.3%	117 15.2%
III 介護事業外収益	借入金利息補助金収入	9 0.2%	4 0.1%	- -	0 0.0%
IV 介護事業外費用	借入金利息	30 0.9%	151 3.2%	484 1.6%	7 0.9%
V 特別損失	会計区分外繰入金支出；本部費繰入（役員報酬等）	3 0.1%	0 0.0%	- -	1 0.1%
〈補助金を含まない収益ベース〉					
収益A (①=I-I(4)-I(3))		3,523 100.0%	4,732 100.0%	29,765 100.0%	774 100.0%
費用A (②=II-I(4)+IV+V)		3,267 92.7%	4,330 91.5%	28,167 94.6%	899 116.1%
損益A (③=①-②)		257 7.3%	402 8.5%	1,598 5.4%	-125 -16.1%
〈補助金を含む収益ベース〉					
収益B (④=I-I(4)+III)		3,567 100.0%	4,747 100.0%	- -	786 100.0%
損益B (⑤=④-②)		300 8.4%	417 8.8%	- -	-113 -14.4%
I 施設あたり平均実利用者・定員数		12.9	13.7	80.4	92.5
施設・事業所数		643	545	68	1339

※I事業所1月あたりの損益である。

※短期入所生活介護には、介護老人福祉施設の空床利用分の収支を含まない。